

## 平成27年度伊予市社会福祉協議会事業計画

### 基本方針

社会福祉を推進する上において、それを取り巻く社会情勢の大きな変化に対応しながらも、それに取り残される人がないようにしなければならないことが重要となります。日本全体の超高齢化、少子化の進展に伴う地域社会や家庭の機能の変化、経済情勢の厳しさから多くの問題が生み出されており、生活困窮、社会的孤立、介護負担、虐待など様々な課題への取り組みが必要とされています。

こうしたなか、本年度は生活困窮者自立支援制度の実施並びに介護保険制度の改正があり、伊予市社協としてもそれに応じた活動を行いながらも基盤となる各事業を継続して、地域福祉活動計画に「一人ひとりの住民が、その人らしく、安心していきいきと暮らせるしあわせのまちづくり」スローガンとして掲げ、地域課題に見合ったきめ細やかな施策を展開し、住民参加、協働による地域の再構築を進め、安心して暮らせるまちづくりを目指します。

また社会保障審議会福祉部会において社会福祉法人制度の見直し議論がすすめられています。社協という民間組織としての自主性や、広く福祉関係者に支えられているという公共性を活かして各団体や事業所、行政等と連携しながら、地域福祉を推進する法人として、また、在宅福祉サービス事業所として質の高いサービスを提供します。

本年度においては、次の重点目標を掲げて活動を推進します。

#### 重点目標Ⅰ 住民主体の地域福祉の推進

地域社会における人と人とのつながりを一層強くするために、住民が主体となって、各地区の問題に取り組み、地域をつくる活動を推進します。

福祉・生活課題が多様化している昨今、公的制度だけでは地域生活がなりたない方への柔軟な対応が求められており、住民誰もが地域で安心して暮らせるよう、南山崎・中村・郡中・上野・中山・双海の6つの地区社会福祉協議会や地区公民館等の組織と連携しながら、住民とともにニーズ解決に向けた活動ができるよう支援します。

#### 重点目標Ⅱ 福祉の総合相談窓口づくり

伊予市社協は、在宅介護支援センターでの介護等に関する相談、障害者相談支援事業所での障がい者の福祉に関する相談、生活福祉資金貸付事業や権利擁護事業等での生活支援等の相談やその他民生児童委員、高齢者家庭相談員をとおして、あるいは介護保険等の事業所をとおして様々な相談の窓口となり、また心配ごと相談、弁護士相談、行政書士相談など市民の皆さんの問題解決の手助けを行っています。

今年度はさらに生活困窮者自立支援制度の窓口を設け、体制が強化されます。ちょっとした困りごとから専門的な相談まで、住民に身近であり気軽に相談でき、信頼される総合的な相談支援を行います。

## 重点目標Ⅲ 在宅福祉サービスの充実

生活支援や介護が必要になっても、住み慣れた地域で住民の皆様が安心して生活できるよう、行政や民生児童委員・高齢者家庭相談員等との連携を深め、平常時からの見守りネットワークや要援護者の支援を推進します。また、制度では補いきれない問題に対して、行政等への提言や、社協でできるサービスを検討します。

介護保険制度の改正に対応し、利用者の皆様に質の高いサービスを提供できるよう、また障害者福祉サービスを併せた介護の事業において、最善のサービスが提供できるよう努めます。

## 事業計画

### 1 法人運営事業

① 理事会・評議員会・委員会の開催	(単独事業)
理事会・評議員会を年間4～5回開催し、適正な法人の運営をすすめ、当社協の発展を図ります。	
② 会員制度の充実	(単独事業)
社協が地域福祉を推進する意義や会費の用途について啓発し、会員制度及び会費納入に関して市民への理解を深めます。 《目標額》 <u>6,160</u> 千円 (一般会員:年会費500円 特別会員:年会費2,000円)	
③ 広報活動	(単独事業)
社協だより(年6回発行)やホームページ及びパンフレットで、社協の取り組みや地域の情報をタイムリーにお知らせします。 また、「あいみん。」の日の13日に、市内各地に出かけ、伊予市社協をPRするとともに、市内の情報を収集し、皆様にお伝えします。	
④ 福祉まつりの開催	(市補助事業)
社会福祉大会とボランティアフェスティバルを併せた福祉まつり「あい・愛フェスタ」を開催します。総合保健福祉センターで実施することにより、より多くの市民に施設を知ってもらい、他の組織や団体と協力しながら手作りで、市民にやさしい、誰もが参加できるフェスタを目指します。 《内容》社会福祉に貢献された方の顕彰・記念講演・ボランティアグループの発表 相談・展示・体験コーナー・各種団体によるバザーなど	

### 2 社協運営補助事業

① 福祉活動専門員の活動	(市補助事業)
8名の福祉活動専門員《社会福祉士3名(うち1名精神保健福祉士有)・社会福祉主事3名》が、本会の中心となって地域福祉事業に従事します。	

計画的な人材育成及び職員のスキルアップを図り、市民の皆様信頼されるよう社協の事業推進に努めます。

### 3 共同募金運動等の推進

①共同募金運動の推進	(共同募金事業)
<p>募金の目的や用途を明確にして市民への啓発を図るとともに、「あいみん。」といっしょに街頭募金にも出向きます。固定配分及び公募による「ささえあい活動支援事業」の効果的活用を図ります。</p> <p>《募金目標額》 <u>7,230</u>千円 (戸別募金:1口500円)</p>	
②歳末助け合い運動の推進	(共同募金事業)
<p>募金の目的や用途(歳末ふれあいのつどい・高齢者友愛訪問など)を明確にして市民への啓発を図り、有意義な活用を図ります。</p> <p>《募金目標額》 <u>3,521</u>千円 (戸別募金:1口300円)</p>	
③まごころ銀行運営事業	(単独事業)
<p>皆様から寄せられたご芳志を、地域の福祉事業に活用させていただきます。</p> <p>一般寄付金の用途については、まごころ銀行運営委員会で協議し、主に地区社協への助成金に充てています。</p>	

### 4 相談支援活動の充実

①生活福祉資金貸付事業	(県社協受託事業)
<p>生活の安定、向上を目的に、総合支援資金、福祉資金、教育支援資金・不動産担保型生活資金等の貸付のための相談をはじめ一連の業務を行い、行政や民生委員等との連携により地域での暮らしを支援します。</p>	
②心配ごと相談事業	(市受託事業)
<p>定期的に相談事業を開催し、市民の悩みごと、心配ごとの相談に応じ、その問題解決に向けて指導及び助言を行うほか、専門機関への取り次ぎを行っています。</p> <p>《心配ごと相談》 ボランティアセンター:毎月第4水曜日 中山事務所:毎月第2木曜日 双海事務所:毎月第2水曜日(上灘・下灘交互開所)</p> <p>《弁護士相談》 ボランティアセンター:毎月第1・第3水曜日 《行政書士相談》 ボランティアセンター:毎月第2金曜日</p>	
③在宅介護支援センター	(市受託事業)
<p>高齢者やご家族の在宅介護等に関する相談支援を行い、各種のサービスが総合的に受けられるよう関係行政機関や事業所等との連絡調整を図ります。その他、各種保健福祉サービスに関する市民への情報提供や利用についての啓発を行ったり、要援護高齢者等について地域包括支援センターをはじめとする行政や関係機関と連携しながら支援します。</p>	

④福祉サービス利用援助事業	(市補助・県社協受託事業)
<p>生活上の判断が困難になった方に対し、福祉サービスを受けるための手続きや各種申請等の代行、金銭管理等の代行を行います。</p> <p>相談支援事業所や包括支援センター、福祉課等との連携を密にしながら、利用者が地域で安心して暮らしていけるよう支援します。</p>	
⑤法人後見事業	(市補助事業)
<p>疾病や障害等で日常生活上の判断能力が不十分になった場合に、財産管理や契約等において不利益を被ることがないように、社協が成年後見制度に基づき後見人等を受任し、補助・保佐・後見の支援を行ないます。</p> <p>市長申立のケースが多く、今後ますます増えることが予測されます。体制を整備し、よりよい生活の支援を目指すとともに、制度の周知をすすめます。</p>	
⑥生活困窮者自立支援事業	(市受託事業)
<p>生活困窮者自立支援制度の施行に当たり伊予市から事業を受託します。</p> <p>支援を必要とする方の相談を受け、ニーズに応じた支援が計画的かつ継続的に行われるよう自立支援計画を策定し、計画に基づく各種支援が包括的に行われるよう関係機関との連絡調整等しながら相談を継続し自立支援を行います。</p>	

## 5 地域で支え合う活動の推進

① ふれあい・いきいきサロン事業	(市受託事業)
<p>地域住民が主体となって取り組む自主的な活動で、仲間づくりや交流の場作りをすることで、孤独感の解消や閉じこもり防止など介護予防を図っています。地域で開催するサロンの開催支援と新規サロンの開設推進及び世話人研修会や代表者等の情報交換を行いサロンの充実を図ります。</p> <p>現在 74 か所のサロンが開催され、参加者は 1 サロンにつき 8～40 名と幅広く、開催回数も年間 5～36 回とばらつきはあるものの、どのサロンもお世話人が趣向を凝らし利用者は毎回の参加を楽しみにしています。</p>	
② 民生児童委員協議会運営事業	(市受託事業)
<p>民生児童委員は、地域住民の相談支援者であり、深刻な課題を抱える高齢者や障害者、子育て世帯等のニーズを行政や専門機関につなぎ、福祉サービスの利用や支援につなげる役割を担っています。民生児童委員協議会の基盤強化と円滑な連携を図るための活動推進や研修会等による資質向上を図るとともに、行政や地域との連携による要援護者支援及び小地域ネットワークの推進等の支援を行ないます。また、広島における災害の教訓より健常者と障害者が同居する世帯を日ごろの活動より把握していくことを推進します。</p>	
③ 高齢者家庭相談員設置事業	(市受託事業)
<p>市内の65歳以上の一人暮らし高齢者等約800人の見守り支援をしています。</p>	

市や民生児童委員との連携により対象者を漏れなく把握できるよう働きかけ、普段の見守りや、相談支援を行なうとともに、民生委員等と連携しながら災害時や緊急時の対応を検討します。また、相談員のスキルアップや情報共有のため地区毎の定例会や全体研修を行います。	
④家族介護教室事業	(市受託事業)
要介護者の介護にあたるご家族やボランティアを対象に教室を開催し、介護者同志の交流を図り、介護技術や知識を習得することにより、身体的・精神的負担の軽減を図るとともに、在宅福祉の向上及び介護予防に努めます。	
⑤要援護者家具転倒防止対策事業	(単独事業)
ボランティア「かぐてんぼう支援隊」による、要援護者宅の家具転倒防止のための器具の取付を行います。事業の普及啓発を行い、一人暮らし高齢者等の住まいの安全確保に努めます。	
⑥ボランティアセンター事業	(市受託事業)
<p>各種ボランティア講座、ぼかりん通信の発行、ボランティアフェスティバルの開催等により住民への啓発活動を行うとともに、ボランティア活動や登録を推進し、ボランティアを必要としている人へのコーディネートを行います。</p> <p>また、ボランティア登録者や団体に対しての研修会の開催、児童生徒及び一般住民に対しての福祉体験学習や福祉出前講座を開催することによりボランティア意識の向上を図ることや、障がいのある方々とのボランティア交流会を実施するなど、より住みやすい地域にするための活動を展開します。</p> <p>ボランティアセンターで実施している「ぼかりん☆サロン」は、住民の居場所づくりとなっており好評ですが、サロンの内容もボランティアに考えてもらいボランティア主導のサロンにしていくこと、また中山、双海での「移動ぼかりん☆サロン」も開設します。</p> <p>手話サロンも継続し、手話に関心がある方への手話を知るきっかけの場にします。</p> <p>災害時には、社協は災害ボランティアセンターを設置する役割を担っているため、市民向けの災害ボランティア養成講座や防災訓練等を開催し、行政や自主防災会等関係機関と協力しながら住民の意識の高揚を図ります。</p>	
⑦伊予市徘徊高齢者SOSネットワーク事業	(単独事業)
<p>認知症高齢者の登録をしていただき、所在がわからなくなった場合に警察等の関係機関が一体となり、早期発見、保護に努めます。高齢者やご家族が安心して利用できるよう、認知症に対する啓発を行うとともに、当事業を住民へ周知していきます。</p> <p>また、ネットワーク会議の開催により関係機関の協力を仰ぎながら、事業が効果的に推進できるよう努めます。</p>	

## 6 高齢者福祉サービスの推進

① 一次予防事業対象者介護予防事業	(市受託事業)
一般の高齢者を対象に、転倒予防教室、認知症予防教室、男性の自立支援のた	

めの男性料理教室など多彩な教室等を開催し、高齢者の閉じこもりを防ぎ、要介護状態にならないよう介護予防を推進します。	
②二次予防事業対象者通所型介護予防事業	(市受託事業)
<p>デイサービスセンター「じゅらく」において、地域包括支援センターから委託を受けた二次予防事業対象高齢者に通所による介護予防事業を実施します。</p> <p>理学療法士等専門のスタッフによる運動器機能向上や口腔機能向上等のプログラムを実施します。また、レクリエーションや季節の外出、工作、歌体操、趣味の活動等人との交流により、生きがいつくりや・認知症予防・閉じこもりの予防を図り、要支援・要介護状態にならないよう支援します。</p>	
③介護予防施設送迎サービス事業	(市受託事業)
<p>「唐川ふれあいプラザ」、「上灘老人憩の家」の利用希望者で、交通手段のない高齢者が、健康増進や介護予防の目的のためにこれらの施設を利用できるよう移送サービスを行います。</p>	
④福祉用具貸与事業	(単独事業)
<p>在宅で介護を受けているおおむね 65 歳以上の高齢者及び身体障害者手帳の所持者に対し、必要に応じて車椅子、シャワーシート、ポータブルトイレ等の福祉機器を貸出します。</p> <p>(利用料:1日10円 但し身体障害者手帳 1・2 級保持者は無料。)</p>	
⑤福祉車両貸出事業	(単独事業)
<p>社協が所有する福祉車両を、外出困難な高齢者及び障がい者等に貸し出し、利用者の社会参加と福祉の向上を図ります。</p> <p>《貸出車両》伊予事務所 2台 中山・双海事務所各1台(車椅子対応)</p>	

## 7 介護保険事業の健全な運営

① 居宅介護支援事業	
<p>伊予及び双海の2事業所で、介護支援専門員(ケアマネージャー)による、要支援及び要介護者のケアマネジメント(ケアプラン作成等)を行います。常勤5名、非常勤1名の体制です。</p> <p>要支援者は伊予市包括支援センターからの委託を受けてケアプランをつくります。</p>	
② 訪問介護事業	
<p>訪問介護員(介護福祉士等)が、在宅の要支援・要介護者のご家庭を訪問し、食事・入浴・排せつの介助などの身体介護や炊たく・洗たく・掃除などの生活援助を行います。伊予・中山・双海の3事業所で常勤7名・非常勤31名の体制でサービスを提供します。</p>	
③ 介護予防通所介護事業	

要支援1・要支援2と認定された方を対象に、デイサービスセンター「じゅらく」において通所介護事業を行います。介護支援専門員の立てたケアプランを基に、個別計画を作成し、運動器機能向上や口腔機能向上、認知症や閉じこもり予防のプログラムを実施し、自立に向けた支援を行ないます。

《サービス提供時間》 9:30～15:30

## 8 障がい福祉サービス事業の充実

<p>① 居宅介護事業(ホームヘルプ)</p> <p>障がいのある方が、可能な限りその居宅において、有する能力に応じ、自立した生活を営むことが出来るよう、訪問介護員が、利用者のご家庭を訪問し、入浴や排せつ、食事の介助をはじめ、生活全般にわたる援助を行います。</p> <p>近年ニーズが増えてきており、個々の様々な課題に対応したサービスを提供します。</p>
<p>② 同行援護・移動支援事業</p> <p>視覚障害等により移動が困難な方の外出時に同行し、必要な情報の提供や移動時の援護を行います。また、屋外での移動が困難な障がいのある人について、外出のための支援を行います。</p>
<p>③ 障がい者相談支援事業</p> <p>障がい者の福祉に関する相談を受け、情報の提供や助言、関係機関との連絡調整などを行います。平成26年度から市の基幹相談支援センターを受託し、相談支援専門員を3名体制とし、市内の障がい者相談支援の中核となっています。また非常勤の手話通訳者を配置し、聴覚障害者への支援を充実します。</p> <p>《計画相談支援》日常生活全般にわたる相談や障がいのある方がサービスを適切に利用することができるよう、サービス利用計画書の作成をし、サービス事業者等との連絡調整をします。</p> <p>《地域相談支援(地域移行支援・地域定着支援)》</p> <p>入院・入所者が地域で暮らせるようにするための支援や、一人暮らしの方の常時の連絡体制の確保、緊急の事態における相談支援をします。</p> <p>《障害児相談支援》</p> <p>障がい児の相談支援事業所として、日常生活の相談や支援計画の作成を行います。</p>

## 9 指定管理事業

<p>① 老人福祉センター</p> <p>健康器具や、趣味の活動で毎日100人ほどの高齢者の利用があります。高齢者の各種相談への対応やレクリエーション等による高齢者相互の交流を図り、健康の保持増進、教養の向上を図り生きがいの場をつくります。</p>
--

② 唐川ふれあいプラザ
健康器具にかかりながら楽しく情報交換をし、生きがいをづくりをしています。 唐川地区の介護予防拠点施設として各種相談への対応、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションなどによる高齢者相互の交流を図ります。
③ 上灘老人憩の家
お風呂の利用者が多く、介護予防教室や趣味の活動でもよく利用されています。 高齢者の各種相談への対応、健康の増進、教養の向上を図り、レクリエーション等による交流の場をつくり介護予防を支援します。
④ 伊予市ボランティアセンター
指定管理者なっていますが、市民にも徐々に総合保健福祉センター及びボランティアセンターが周知されてきました。 ボランティアセンターの効果的な運営と施設の安全管理に努め、市民に信頼され、気軽に来ていただけるよう丁寧な接遇対応をします。 また、当センターを拠点にしたボランティアセンター事業の推進に努めます。

## 10 調査・研究に関する事業

① 地域福祉活動計画(しあわせのまちづくり計画)の推進
平成24年度に第2期しあわせのまちづくり計画を策定しました。平成29年度までの5年間、計画に沿って事業を推進していきます。制度の改正や新規事業等内容が少しずつ変化していますが、PDCA(Plan・Do・Check・Action)サイクルに基づき目標管理をし、より良い事業へと見直しをしながら計画を推進します。
② 社協経営の健全化
事業運営の方向性や財源の将来見通しをたてた社協経営計画作成に向けた取り組みをします。

## 11 地区社協の活性化

①地区社協に関する事業
南山崎・中村・郡中・上野・中山・双海の6つの地区社協があり、社協職員が各地区を担当し、それぞれ地域特性に応じた活動をしています。 小地域福祉活動、ネットワークの核として、地区公民館等と連携しながら、新たな地域ニーズの吸い上げや解決に向けた取り組みを支援します。